

第2回資料

○小学校の適正規模について

○小学校の適正配置について

目 次

1 適正な小学校規模の基本的な考え方

- (1) 国の基準
- (2) 茨城県の指針

2 適正規模等に関する近隣自治体の事例

3 美浦村における小学校適正規模の検証

- (1) 検討すべき事項
- (2) 児童数・学級数の推移

4 適正配置の基本的な考え方

- (1) 国の方針の経緯
- (2) 茨城県の指針
- (3) 適正配置に関する近隣自治体の答申事例
- (4) 答申事例による適正配置の考え方
- (5) 美浦村における適正配置の具体的検討に向けて

参考資料

○公立小・中学校の適正規模について（茨城県指針）

- 1 村立小学校の概要
- 2 村立小学校の配置

1 適正な小学校の規模の基本的な考え方

(1) 国の基準

国の基準では、小学校の標準学級数を「12学級以上18学級」(学校教育法施行規則第41条)と規定しています。また、1学級の児童生徒数の上限を「40人(小学校の第一学年の児童を編制する学級にあつては35人)」(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条)としています。

ただし、2つの学年で編制する学級(複式学級)の場合は、小学校で「16人」(1年生児童を含む場合は8人)、中学校で「8人」を標準としています。

なお、適正規模の条件として、小学校の通学距離をおおむね4km以内、中学校をおおむね6km以内(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条)としています。

◆国の基準

- 小学校の標準学級数：12学級～18学級(1学年2学級～3学級)
- 中学校の標準学級数：12学級～18学級(1学年4学級～6学級)
- 1学級あたりの標準人数：40人以下
- ※複式学級(小学校)：16人(1年生児童を含む場合は8人)
- ※複式学級(中学校)：8人
- 通学距離 小学校：おおむね4km以内 中学校：おおむね6km以内

(2) 茨城県の指針

茨城県内の学校の小規模化や複式学級の増加が進行する中、茨城県教育委員会は、平成20年4月に小中学校の適正規模・適正配置に関する指針をまとめ、適正化に取り組む市町村を支援しています。適正規模については、小学校で12学級以上、中学校で9学級以上が望ましいとしています。

また、少人数学級の導入やチーム・ティーチング(1クラスを複数の教員で指導)の拡充に取り組む事業「楽しく学ぶ学級づくり事業」では、小学1・2年生では全学級を35人以下にするほか、小学校3～6年生では、35人を超える学級が1・2学級の場合には非常勤講師を各学級に配置し、複数の教員で学習指導や生活指導にあたるなど、弾力的な措置を講じています。

◆茨城県の指針(平成20年4月)

- 小学校では、クラス替えが可能である各学年2学級以上となる12学級以上が望ましい。
 - 中学校では、クラス替えが可能ですべての教科の担任が配置できる9学級以上が望ましい。
- (国語・社会・数学・理科・英語に複数の教員の配置が可能)

◇小学校各学年の人数による学級編制

学年	人数	学級数	備考
1年	36人以上	2学級以上	1, 2年生では36人以上であれば2学級以上となります。
2年	36人以上	2学級以上	
3年	41人以上	2学級以上	3年生～6年生では, 41人以上であれば2学級以上となる。
4年	41人以上	2学級以上	
5年	41人以上	2学級以上	この人数に満たない場合は, 1, 2年生では2学級であっても, 3年生から1学級となります。
6年	41人以上	2学級以上	

(参考) 茨城県の事業：少人数教育充実プラン推進事業

○楽しく学ぶ学級づくり事業

小学校全学年で, 少人数学級やティーム・ティーチングによるきめ細かな指導ができるよう, 学級編制の弾力化等を実施し, 基礎学力の定着・向上を図る。

< 1・2年生 >

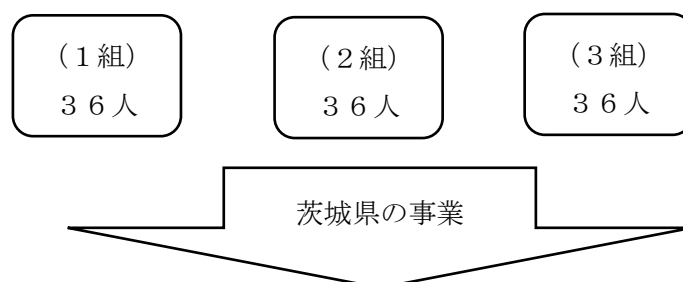
- ・全学級35人以下学級

< 3～6年生 >

- ・35人超3学級以上：1学級増設し担任教諭1名を配置
- ・35人超1・2学級：各学級に非常勤講師1名を配置

◇楽しく学ぶ学級づくりのイメージ①（35人超3学級以上）

【40人編制】児童数108人, 教員数3人

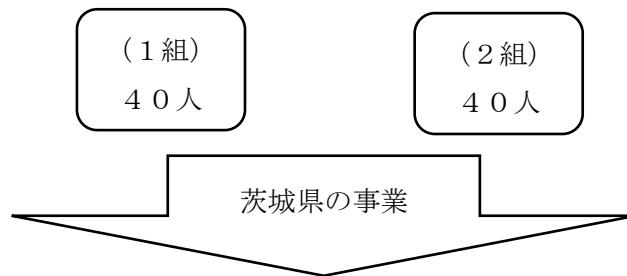


【30人編制】児童数108人, 教員数4人（学級担任4人）



◇楽しく学ぶ学級づくりのイメージ②（35人超1・2学級）

【40人編制】児童数80人，教員数2人



【40人編制】児童数80人，教員数4人(学級担任2人，非常勤講師2人)



※ 少人数学級とは，現行の40人編制を弾力的にとらえ，人数の上限を35人や30人などにするをいいます。

2. 適正規模等に関する近隣自治体の事例

市町村名	適正規模等に関する答申	基本的な考え方
稲敷市 (H20.8)	○稲敷市学校及び幼稚園適正配置の基本的な考え方について ◇小学校 ・学級数 概ね 12 学級から 18 学級 (1 学年 2～3 学級の 12～18 学級) ・学級編制：35 人	・少人数学級への移行も踏まえ、35 人学級を前提とする。 ・小学校卒業後の進学先が複数の中学校に分かれることは避け、稲敷市立小中学校「小中ユニット」の考え方で再編することが望ましい。
阿見町 (H27.3)	○阿見町立学校再編計画 ◇小学校 ・1 学年 2 学級以上 (概ね 1 学年 2～4 学級) ※学校全体では 12～24 学級	クラス替えを通じて様々な人間関係が生まれ、そこから多様な価値観・学習意欲・よい意味でのライバル意識が芽生えるための環境整備が必要。
河内町 (H26.5)	○学校統合基本計画	生板小学校、みずほ小学校、金江津小学校の 3 校を閉校し、統合新設校を設立。
利根町 (H30.10)	○小中学校の適正規模・適正配置に関する計画策定に係る基本的な方針及び具体的方策の調査検討について ◇小学校 ・各学年 2 学級以上の 12 学級以上	多様な人間関係を築くことにより、社会の変化に柔軟に対応できる人材育成が図れるよう、クラス替えが可能な 12 学級以上が適正である。
土浦市	○土浦市立小学校適正配置実施計画 ◇小学校 ・1 学年 2 学級以上の 12 学級以上 ・統合を考える場合は 24 学級以下	全学年でクラス替えやグループ学習などの充実をはかることができ、学年に複数の教員が配置できる 12 学級以上が望ましい。

◆答申事例による適正規模の考え方

- ・ 1 学年に複数の学級があり、クラス替えができること。
- ・ 学校全体の学級数は 12 学級以上とする。

◇参考：近隣自治体の小学校統合の状況

自治体名	統合前	統合後
稲敷市	鳩崎小, 君賀小, 江戸崎小	江戸崎小(通学区域変更)H28年度
	太田小, 柴崎小, 根本小	新利根小学校(新設統合)H26年度
	阿波小, 浮島小, 古渡小	新設統合(予定)
	あずま東小, 新東小, あずま南小	あずま東小(統合)H29年度 (あずま東小と新東小はH25年度に統合)
	あずま東小, あずま北小, あずま西小	新設統合(予定)
阿見町	阿見小, 吉原小	阿見小(統合)H30年度
	実穀小, 本郷小	本郷小(統合)H30年度 あさひ小(本郷小から分離)H30年度
	阿見小, 阿見第二小	阿見小(統合)(予定)
河内町	源清田小, 長竿小	みずほ小(統合)(H24年度)
	生板小, みずほ小, 金江津小	かわち学園(統合) ・小中一貫教育(H30年度)
利根町	文間小, 東文間小	文間小(統合)H20年度
	布川小, 太子堂小	布川小(統合)H20年度
土浦市 (新治地区)	藤沢小, 斗利出小, 山の荘小	新治学園義務教育学校(統合) ・小中一貫教育 H30年度

◇小規模特認校制度を活用した取組

自治体名	学校名	取組内容
牛久市	奥野小学校 牛久第二中学校 ※奥野さくらふれあい保育園, 奥野小学校, 牛久第二中学校を 「おくのキャンパス」と名付 け, 保育園から小学校, 中学校 までの一貫した教育を推進。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度から, 市内のどこからでも希望すれば就学できる<u>小規模特認校制度</u>を実施。 ・同市西部地域と「おくのキャンパス」を結ぶスクールバスが運行。 ・「国際理解教育」としての「小学校での放課後英語学習」や「オーストラリアの学校との交流学習」の実施。

※小規模特認校制度

通学区域に関係なく, 市内に住んでいればどこからでも通うことができる学校の制度

3 美浦村における小学校適正規模の検証

(1) 検討すべき事項

今回の検討委員会では、児童数と学級数の将来推計から見た適正規模の考え方について意見交換を行い、適正規模の方針を出していくこととします。

適正規模の方針は、今後の適正配置の審議に反映させてまいります。

◆美浦村における適正規模の検討事項

- 小学校の学級数
- 複式学級の取扱い

(2) 児童数・学級数の推移

適正規模の方針を定めていくためには、美浦村の児童数や学級数が将来どのようになっていくのかを検証する必要があります。

児童数は年々減少していく傾向にありますが、本資料では本年度（平成30年度）から平成40年度まで今後10年間の推計値を示しています。

●児童数及び学級数推移（平成30年度～平成40年度）（普通学級）

年度	木原小学校		安中小学校		大谷小学校	
	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数
H30	7	204	6	66	13	393
H31	7	205	6	72	13	373
H32	6	204	6	64	12	343
H33	6	203	6	56	12	337
H34	6	188	5	54	13	347
H35	7	197	5	53	13	345
H36	7	191	5	51	12	342
H37	6	187	5	45	12	339
H38	6	186	5	48	12	338
H39	6	181	5	50	12	338
H40	6	188	4	49	12	318

<各小学校の状況>

- ・ 国の基準である「12～18学級」の範囲にある小学校は、平成30年度時点で大谷小学校のみであり、木原小学校及び安中小学校は国の基準に満たない状況にあります。
- ・ 木原小学校では、1・2年生のクラスが少人数学級の制度により複数学級となりますが、3年生以降は単学級となり、この状況が継続する見込みです。
- ・ 安中小学校は、このまま推移すると平成34年度には、2・3年生が複式学級となる見込みです。

4 適正配置の基本的な考え方

(1) 国の方針の経緯（抜粋）

◆公立小中学校の統合方策について（S31 文部事務次官通達）〈抜粋〉

公立小中学校には小規模な学校が多く、教員の適正配置や施設設備の整備を図ることが難しいため、教育効果の向上が困難であるばかりでなく、学校経費も割高となっているのが現状である。文部省では、この問題の重要性にかんがみ、中央教育審議会に諮問し、別紙のような答申を得た次第である。

【別紙】

◆公立小中学校の統合方策についての答申（S31 中央教育審議会）〈抜粋〉

I 学校統合の基本方針について

- 1 国及び地方公共団体は、学校統合を奨励すること。ただし、単なる統合という形式にとらわれることなく、教育の効果を考慮し、土地の実情に即して実施すること。
- 2 学校統合は、将来の児童生徒数の増減の動向を十分に考慮して計画的に実施すること。
- 3 学校統合は慎重に実施すべきものであって、住民に対する統合の意義の啓発は特に意を用いること。

II 学校統合の基準について

- 1 小規模校を統合する場合の規模は、概ね12学級ないし18学級を標準とすること。
- 2 児童生徒の通学距離は、小学校児童は4キロメートル、中学校生徒は6キロメートルを限度とすることが適当と考えられるが、教育委員会は、地勢・気象・交通等の諸条件並びに通学距離が児童生徒に与える影響を考慮し、さらに実情に即した通学距離の基準を定めること。

◆公立・小中学校の統合方策について（S48 文部省管理局长通達）〈抜粋〉

学校統合の方策については、昭和 31 年に通達されているところであるが、・・・(略)・・・その後の実施状況にかんがみ、下記の事項に留意する必要がある。

- 1 (略) 学校規模を重視するあまり無理な統合を行い、地域住民との間に紛争を生じたり、通学上著しい困難を招いたりすることは避けなければならない。また、小規模校には教職員と児童生徒の人的ふれあいや個別指導の利点も考えられるので、総合的に判断し、なお小規模校として存置し充実するほうが好ましい場合もあることに留意すること。
- 2 (1) 通学距離・通学時間が児童生徒の心身に与える影響、安全、学校の教育活動への影響等を充分検討し、無理のないよう配慮すること。

(2) 統合を計画する場合は、地域住民の理解と協力を十分に得て行うよう努めること。

(3) 統合による規模が相当大きくなる場合や、現に適正規模である学校をさらに統合する場合は、統合後の運営上の問題、児童生徒への教育効果に及ぼす影響といった問題点にも慎重に比較考慮して計画決定すること。

(2) 茨城県の指針（抜粋）

平成20年4月に茨城県が適正規模として示した「小学校で12学級以上」の基準を下回る小学校は、平成29年5月現在、県内の小学校の半数以上を占めています。

茨城県は、各市町村が学校の適正配置を進めていく上での考え方として、次の項目を例示しています。

◆適正配置を進めるにあたっての考え方

- 児童生徒の学習環境を充実させるため、複式学級の解消を積極的に図るべきである。
- 小学校では、すべての学年でクラス替えができない1学年1学級の学校の統合を検討すべきである。
- 中学校では、クラス替えができない5学級以下の学校について、統合や近隣校との学区の見直しを検討すべきである。
- 過去に児童生徒数の増加によって学校を分離新設したものの、児童生徒数が急激に減少している場合もある。

これらの学校は本来の学区を分割したケースが多く、学校間の距離が近いこれらの地区においては、将来の人口推計を踏まえて市町村の学校の適正配置を検討し、学区の見直しや統合による適正規模化に向けた取組を検討すべきである。

- ※ 学校規模などから、統合しても適正規模が見込めない場合であっても、将来的な複式学級の回避、児童生徒の社会性や良好な人間関係を築くための生活集団の確保という観点からも、個々の学校の置かれている地域の実情を勘案しながら、統合を積極的に検討すべきである。

◆適正配置に際して留意すべき事項

- 小・中学校の適正配置の検討は児童生徒にとってより良い教育環境の改善整備を目指して実行するものであり、これを機会に保護者や地域住民と一体となって新たな学校での教育に関しての取組などについて十分な議論を行うこと。
- 適正配置の検討においては、将来的な児童生徒数の推移などを考慮して市町村全体での適正な配置となるよう、地域の地理的・歴史的な成り立ちによる生活圈などを考慮しながら検討すること。
- 小・中学校の適正配置により、通学区域が広域化されることに伴う通学距離及び通学時間の児童生徒に与える影響、児童生徒の安全、学校の教育活動の実施への影響等を十分検討し、保護者や地域住民の不安解消などに配慮すること。

- 地理的条件や地域的・歴史的な関連により小規模な小・中学校の適正規模化が困難な場合であっても、小中一貫教育や学校種間の積極的な連携の検討などによる教育環境の改善に向けた取組を図るべきであること。
- 小・中学校の適正配置により、統合が行われた場合に、児童生徒は新たな教育環境の中で人間関係づくりや学習環境が大幅に変化した中で生活を行うことになる。これらの急激な環境の変化に対応するために、事前の交流活動や統合後のきめ細かな指導が行えるよう十分な配慮をすること。
- 各学校で行われている、地域との密接な関係による特色ある教育活動については、保護者や地域住民の意見を十分聴取し、継続した取組が出来るように配慮すること。

◆適正配置に取り組む市町村教育委員会への支援

- 児童生徒の望ましい教育環境を求めて適正配置を行う市町村に対して、他県及び本県における取組状況などの情報提供や適切な指導助言を行う。
- 小中学校の適正規模に向けた統合を実施する市町村に対して、県として、教職員の配置、広域化する児童生徒の通学への市町村での対応、教育環境の改善のための検討などの市町村に必要とされる支援措置について引き続き検討を行う。

※ 次回の検討委員会では、国の方針や県の指針を基に、適正配置に関する他自治体の答申事例を紹介しながら、美浦村立学校の適正配置について検討していきます。

(3) 適正配置に関する近隣自治体の答申事例（抜粋）

市町村名	適正配置に関する答申等	基本的な考え方
<p>稲敷市 (H20.8)</p>	<p>○稲敷市学校及び幼稚園適正配置の基本的な考え方について</p> <p>【適正配置の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A地区 小学校5校中3校が小規模校であり，残る2校も児童数の減少が見込まれるため，学区の変更による統廃合の検討が望ましい。 ・ B地区 小学校3校の全部をもって統合し，新しい場所への新設統合の検討が望ましい。 ・ C地区 小学校3校の全部をもって統合し，新しい場所への新設統合の検討が望ましい。 ・ D地区 小学校5校の全部をもって統合し，新しい場所への新設統合の検討が望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統合にあたっては，それぞれの歴史・地域性・特性等を生かしながら，新たな学校を創ることを基本とする。 ○ 異なる歴史と特色を持つ学校が一つになることにより，互いに切磋琢磨して，より活性化した学校が生まれるという積極面に期待し・・・，地域・保護者の理解を求める。 ○ 通学距離については・・・，スクールバスなどの交通手段を取り入れることが可能であることから，統廃合の付帯事項として取り扱うものとする。
<p>阿見町 (H27.3)</p>	<p>○阿見町立学校再編計画</p> <p>【適正配置の基本的な考え方】</p> <p>◇小学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本郷地区に新設する小学校を含めて，町全域の配置を検討する。 ・ 望ましい学校規模に満たない学校は，遠距離通学者への配慮をして，隣接校との統合を検討する。 	<p>学校が地域で果たしてきた役割や地域の事情を十分に考慮した上で，保護者，地域住民，学校関係者などに対し，学級数等の将来推計，学校の小規模化による問題点等について説明するとともに，十分に協議するなど，適正配置の必要性に関する共通理解と協力を得て進めることが必要。</p>
<p>河内町 (H26.5)</p>	<p>○学校統合基本計画</p> <p>【統合の基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生板小学校，みずほ小学校，金江津小学校の3校を閉校し，統 	<p>子ども達の教育的効果を最優先に考え，学校本来の持つ集团的機能の確保と充実に努めるため，また学校の</p>

	合新設校を設立。	適正規模・適正配置の観点から、統合を推進するものとする。
利根町 (H30.10)	○小中学校の適正規模・適正配置に関する計画策定に係る基本的な方針及び具体的方策の調査検討について ・小学校3校を1校に統合 ○小中一貫教育に関する計画策定に関する計画策定に係る基本的な方針及び具体的方策の調査検討について ・小学校1校、中学校1校の分離型の小中一貫型小学校・中学校	同一学年の中でクラス替えができる適正規模の学校を構築するためには、小学校3校を1校にすることが望ましい。 現状の施設の整備状況から考慮すると、小学校1校、中学校1校の分離型の小中一貫型小学校・中学校が望ましい。導入時期については、小学校統合後、相応の時間が必要。
土浦市	○土浦市立小学校適正配置実施計画 ・隣接する小規模校がある場合、学習環境が良い方などに編入。 ・近隣に小規模校が2～3校あり、学校用地が確保できれば、学校を再編成・新設。 ・適正規模校の通学区域の一部を、周辺の適正規模に満たない学校の通学区域に編入。	子どもたちにとってのより良い教育環境の整備と、学校教育の充実を図る。

◇参考：近隣自治体の小学校統合の状況

自治体名	統合前	統合後
稲敷市	鳩崎小, 君賀小, 江戸崎小	江戸崎小(通学区域変更)H28年度
	太田小, 柴崎小, 根本小	新利根小学校(新設統合)H26年度
	阿波小, 浮島小, 古渡小	新設統合(予定)
	あずま東小, 新東小, あずま南小	あずま東小(統合)H29年度 (あずま東小と新東小はH25年度に統合)
	あずま東小, あずま北小, あずま西小	新設統合(予定)

阿見町	阿見小, 吉原小	阿見小 (統合) H30 年度
	実穀小, 本郷小	本郷小 (統合) H30 年度 あさひ小(本郷小から分離)H30 年度
	阿見小, 阿見第二小	阿見小(統合)(予定)
河内町	源清田小, 長竿小	みずほ小 (統合) H24 年度
	生板小, みずほ小, 金江津小	かわち学園 (統合) ・小中一貫教育 H30 年度
利根町	文間小, 東文間小	文間小 (統合) H20 年度
	布川小, 太子堂小	布川小 (統合) H20 年度

◇小規模特認校制度を活用した取組

自治体名	学校名	取組内容
牛久市	奥野小学校 牛久第二中学校 ※奥のさくらふれあい保育園, 奥野小学校, 牛久第二中学校を 「おくのキャンパス」と名付 け, 保育園から小学校, 中学校 までの一貫した教育を推進。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度から, 市内のどこからでも希望すれば就学できる <u>小規模特認校制度</u>を実施。 ・同市西部地域と「おくのキャンパス」を結ぶスクールバスが運行。 ・「国際理解教育」としての「小学校での放課後英語学習」や「オーストラリアの学校との交流学習」の実施。

※小規模特認校制度

通学区域に関係なく, 市内に住んでいればどこからでも通うことができる学校の制度。

(4) 答申事例による適正配置の考え方

- ・ 適正配置の検討には, 「学校の統合」, 「自治体全域の配置の検討 (学校の再編成・新設)」, 「通学区域の見直し」の方法がある。
- ・ 遠距離通学となる場合は, スクールバスを考慮する。
- ・ 統合にあたっては, 地域や保護者の理解を求めるべきである。

(5) 美浦村における適正配置の具体的検討に向けて

本検討委員会では, 適正規模の確保を前提条件として, 適正配置について, どこまでの内容の方針を出すべきなのか, 「検討委員会としての答申範囲」について整理し, その範囲に基づいて適正配置を考えてまいります。

◆適正配置に関する検討事項

区 分	検討事項
小学校の統合	○小学校の統合に対する考え方
	○適正規模に満たない学校の考え方
	○具体的な統合方法（実名校による組合せや新設統合、必要経費など）を検討委員会で審議することの是非 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3校→1校（校舎新設，新設・既存施設利用） ・ 3校→2校 ※ 各案を実施する際に必要となる予算の積算をどうするか。

◆適正配置の検討にあたって配慮すべき事項（案）

適正配置を検討するにあたっての、考慮すべき基本的な考え方の（案）を示しています。

- ①適正配置の検討にあたっては、適正規模の確保を目指すこと。
- ②適正配置によって遠距離通学となる場合は、スクールバス等に配慮する。
- ③既存の施設の活用又は新設について検討するにあたっては、村の財政状況を考慮する。
- ④今後10年以上適正規模が確保できることを考慮して、適正配置を検討する。（新たな統合をする必要がないようにする。）
- ⑤小中一貫教育については、あり方の方向性が決定した後検討する。

※適正配置について議論する資料に、具体的にどのような内容を盛り込んだものが必要となるか、以下の資料を基に検討いただきたいと存じます。

小学校を統合する場合の類型（案）

統合の類型		メリット	デメリット
3校を1校に統合 （新小学校を創設） ・既存施設利用 又は ・新たな場所に 新設	①木原小の場所に統合 （木原小・安中小・大谷小→ 統合・新小学校創設） ※既存施設利用		
	②安中小の場所に統合 （木原小・安中小・大谷小→ 統合・新小学校創設） ※既存施設利用		
	③大谷小の場所に統合 （木原小・安中小・大谷小→ 統合・新小学校創設） ※既存施設利用		
	④校舎を新たな場所に新設・統合 （木原小・安中小・大谷小→ 統合・新小学校創設） ※用地・校舎とも新設		
3校を2校に統合 ※既存施設利用	⑤—A 木原小・安中小の統合→ <u>木原小の場所へ</u> 大谷小継続		
	⑤—B 木原小・安中小の統合→ <u>安中小の場所へ</u> 大谷小継続		
	⑥—A 安中小・大谷小の統合→ <u>安中小の場所へ</u> 木原小継続		
	⑥—B 安中小・大谷小の統合→ <u>大谷小の場所へ</u> 木原小継続		
	⑦—A 木原小・大谷小の統合→ <u>木原小の場所へ</u> 安中小継続		
	⑦—B 木原小・大谷小の統合→ <u>大谷小の場所へ</u> 安中小継続		
統合しない （3校存続）	⑧小規模特認校の設置		

参 考 資 料

公立小・中学校の適正規模について（指針） ～未来の子どもたちのために～

平成20年4月 茨城県教育委員会

はじめに

学校においては、児童生徒の社会性の育成及び互いに切磋琢磨する場として一定の規模が必要であるが、急激な少子化の進行に伴い、本県において学校の小規模化や複式学級が増加しており、今後の人口推計からもその傾向は加速していく。

また、このような状況を踏まえて市町村教育委員会において、小・中学校の適正規模や適正配置に向けた取組を検討しようとする中で、県として望ましい適正規模の基準について提示することが強く望まれている。

学校の適正規模や適正配置については、設置者である市町村がそれぞれの歴史や地域との関わりを考慮しながら主体的に判断すべきものであるが、県として児童生徒のより良い教育環境や学習環境、人間関係の構築などから望ましい学校の目指すべき姿を示すものである。

1 小中学校の適正規模の基準

- 小学校においては、クラス替えが可能である各学年2学級以上となる12学級以上が望ましい。
- 中学校においては、クラス替えが可能で全ての教科の担任が配置できる9学級以上が望ましい。
(国語・社会・数学・理科・英語に複数の教員の配置が可能)

2 適正配置を進めるにあたっての考え方

本県においては、上記の適正規模の基準を下回る学校が半数以上を占めており、市町村においては、これらの学校について地域の実情や児童生徒数の推移等を勘案し適正規模化に向けた積極的な検討を行う必要がある。検討するにあたっては、下記の例に加えて、児童生徒の教育環境の改善に向けて幅広い観点から、市町村内の小・中学校の適正配置を図る必要がある。

- 児童生徒の学習環境を充実させるために、複式学級の解消を積極的に図るべきである。

- 小学校においては、全ての学年においてクラス替えが出来ない1学年1学級の学校について、統合を検討すべきである。
- 中学校においては、クラス替えが出来ない5学級以下の学校について、生徒の教育環境の面から統合や近隣校との学区の見直しを検討すべきである。
- 過去に児童生徒の増加により分離新設された学校を持つ市町村においては、急激な児童生徒の減少が生じている小・中学校を持つ場合もある。
これらの学校においては、本来の学区の分離新設により分割した場合が多く、学校間の距離が近いこれらの地区においては、将来の人口推計を踏まえて市町村の学校の適正配置を検討し、学区の見直しや統合による適正規模化に向けた取組を検討すべきである。
- ※ 学校規模などから、統合を実施しても適正規模になることが見込めない場合であっても、将来的な複式学級の回避、児童生徒の社会性や良好な人間関係を築くための生活集団の確保という観点からも、個々の学校の置かれている地域の実情を勘案しながら、統合を積極的に検討すべきである。

3 適正配置に際して留意すべき事項

- 小・中学校の適正配置の検討は児童生徒にとってより良い教育環境の改善整備を目指して実行するものであり、これを機会に保護者や地域住民と一体となって新たな学校での教育に関しての取組などについて十分な議論を行うこと。
- 適正配置の検討においては、将来的な児童生徒数の推移などを考慮して市町村全体での適正な配置となるよう、地域の地理的・歴史的な成り立ちによる生活圏などを考慮しながら検討すること。
- 小・中学校の適正配置により、通学区域が広域化されることに伴う通学距離及び通学時間の児童生徒に与える影響、児童生徒の安全、学校の教育活動の実施への影響等を十分検討し、保護者や地域住民の不安の解消などに配慮すること。
- 地理的条件や地域的・歴史的な関連により小規模な小・中学校の適正規模化が困難な場合であっても、小中一貫教育や学校種間の積極的な連携の検討などによる教育環境の改善に向けた取組を図るべきであること。
- 小・中学校の適正配置により、統合が行われた場合に、児童生徒は新たな教育環境の中で人間関係づくりや学習環境が大幅に変化した中で生活を行うことになる。これらの急激な環境の変化に対応するために、事前の交流活動や統合後のきめ細やかな指導が行えるよう十分な配慮をすること。
- 各学校で行われている、地域との密接な関係による特色のある教育活動については、保護者や地域住民の意見を十分聴取し、継続した取組が出来るように配慮すること。

4 適正配置に取り組む市町村教育委員会への支援

- 児童生徒の望ましい教育環境を求めて適正配置を行う市町村に対して、他県及び本県における取組状況などの情報提供や適切な指導助言を行う。

- 小・中学校の適正規模に向けた統合を実施する市町村に対して、県として、教職員の配置，広域化する児童生徒の通学への市町村での対応，教育環境の改善のための検討などの市町村に必要とされる支援措置について引き続き検討を行う。

□ 村立小学校の概要

		木原小学校	安中小学校	大谷小学校
開 校		明治7年	明治9年	明治7年
所在地		木原 1567 番地	土浦 1979-1	興津 366
通学区域 (行政区)		上舟子, 下舟子, 浜, 登宿, 山戸丁, 田中, 上宿, 後宿, 布佐, 布佐南部, 受領, 郷中, 大須賀津, みどり台, 桜木	牛込, 大塚, 大山, 大山東部, 木, 山王, 定光, 土浦, 根火, 花見塚, 馬掛, 間野, 馬見山, 見晴台, 本橋, 八井田, 谷中, 山内	大谷, 興津, 信太, 天神台, 土屋, 美駒, 南原, 宮地, 茂呂, 余郷
施設規模	敷地面積	24,730 m ²	24,533 m ²	25,073 m ²
	校舎面積	3,897 m ²	2,685 m ²	5,308 m ²
	屋内運動場床面積	810 m ²	751 m ²	945 m ²
	普通教室数	15	8	24
主な施設整備事業		耐震補強 H22 年	耐震補強 H23 年	耐震補強 H21 年
H 30 年	児童数	204 人	66 人	393 人
	通常学級数	7 学級	6 学級	13 学級
	特別支援学級数	3 学級	1 学級	3 学級
その他				

□ 村立小学校の配置

